

危機管理マニュアル

令和 3 年 4 月

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

目次

○はじめに	2
第1章 緊急時対応の基本	3
1. 緊急事案の種類	3
2. 危機管理の基本	3
3. 緊急事案に備えての確認作業.....	3
4. 事業の中止・中断の判断.....	3
<緊急事案に対応するフロー>	
第2章 緊急事案ごとの対策について.....	4
1. 地震.....	5
2. 大雨、暴風雨.....	5
3. 落雷.....	5
4. 火災.....	6
5. 熱中症.....	6
6. 食中毒（疑い含む）	8
7. 感染症（インフルエンザ・はしか等）	8
8. その他緊急事象（心臓しんとう・怪我・過呼吸等）	9
9. 交通事故に対する対応	10
【参考】災害時の情報収集と連絡手段	
10. スポーツ安全保険への加入について	11
①スポーツ安全保険への加入	11
②スポーツ安全保険とは	11
③スポーツ安全保険のあらまし	11
<u>スポーツ安全保険のしおり</u>	12
第3章 受動喫煙防止対策	14
1. 健康増進法改正の趣旨	14
2. 受動喫煙防止対策の目的.....	14
3. 対象施設と基本ルール	14
①「受動喫煙防止対策の対象施設」とは.....	14
②基本ルール.....	14
4. 大会等の会期中においてスポーツ団体として対応すべきこと	15
①喫煙場所について事前確認	15
②大会期間中の注意喚起	15

○はじめに

各種事業運営者および参加者の皆様へ

全国各地で開催される大会や屋内外で行われる講習会等の活動においては、一瞬の油断や気の緩み、不注意などによって事故が発生する可能性があります。また、日本各地で発生する大地震やゲリラ雷雨、異常高温現象などの自然災害への対応なども、事業を運営する側、参加する側も常に危機管理の意識を持ち行動することが重要であります。

事業開催時の現場におけるあらゆる緊急事案に対し、迅速かつ適切な対応に備えることができるよう、ここに危機管理マニュアルを定めました。

本マニュアルの基本方針

第 1 に、人命の保護を最優先する。

第 2 に、参加者の安全確保及び被害の拡大防止に努める。

また、平成 30 年（2018 年）7 月に成立された「改正健康増進法」に則り、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日より原則屋内禁煙が義務付けられることになりました。事業運営者は、公共施設に集う役員、審判員、補助員等のスタッフをはじめ、事業参加者、観戦者、マスコミなどに対して、会場内での「望まない受動喫煙の防止対策」を徹底し、特に少年・学童大会での未成年者が受動喫煙の被害に遭わないよう、最大限環境の整備に努めなければなりません。

各種事業の運営者（役職員、審判員、講師、補助員等スタッフ）および参加者（チーム関係者、講習会参加者他）は、当マニュアルの内容をよく理解いただき、緊急事案による被害軽減、および受動喫煙防止に努めていただきたいと思います。

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

第1章 緊急時対応の基本

1. 緊急事案の種類

緊急事案とは、大きく分けて次の4つが考えられる。

- ①自然災害・・・大雨、暴風、地震、落雷
- ②疾病・・・熱中症、食中毒、その他体調不良
- ③怪我・・・眼球打撲、頭部外傷ほか
- ④事故・・・交通事故（会場地⇔自宅や宿泊施設間の往復途上）

2. 危機管理の基本

危機管理は、常に早めの対応と判断、正しい知識を持つことが重要である。

- ①予防・・・予防を徹底し、事故を未然に防ぐ
- ②初動・・・初期対応を迅速に行い、被害拡大（重篤化）を防ぐ
- ③知識・・・正しい知識をもって対応する
- ④連携・・・各自がすべきことを理解し、関係者との連携を図る
- ⑤観察・・・気候状況、参加者の体調管理、グラウンド状態などをよく観察する

3. 緊急事案に備えての確認作業

すべての事業関係者は、緊急事案に備えて次の確認作業、事前準備を行い、リスクマネジメントを心掛ける。

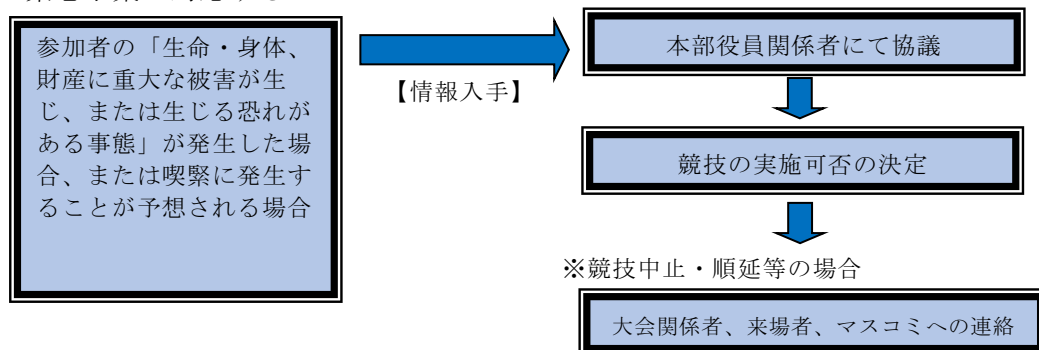
- ①避難場所、避難経路、非常口等の確認・・・地震、火災対応
- ②消火器の設置場所と使用方法の確認・・・火災対応
- ③AEDの設置場所と使用方法の確認・・・疾病対応
- ④天気予報、暑さ指数（WBGT*）の確認・・・熱中症対応

*WBGTとは、“Wet Bulb Globe Temperature”の略で湿球黒球温度。熱中症を予防することを目的としてアメリカで提案された指標。その値は気温とは異なる。

- ⑤HR フェンス、チームバナー等の取り付け固定確認・・・強風対応
- ⑥適度な水分補給、適切なストレッチ、クールダウン・・・熱中症、スポーツ障害予防

4. 事業の中止・中断の判断

＜緊急事案に対応するフロー＞



第2章 緊急事案ごとの対応策について

1. 地震

- ①避難の必要が生じる場合を想定し、避難場所と経路を確保する。
- ②地震が発生した際は、場内アナウンスにて情報周知する。
- ③バックスクリーンにビジョンが設置してある球場は、ビジョンにて地震発生の注意喚起を行う。
- ④本部役員は被害状況の確認と今後の判断について協議をする。
 - ・施設側と協力し、施設内を巡回し被害状況を確認する。
 - ・テレビ、ラジオ、インターネット等で地震情報を確認する。
 - ・本部役員は、被害状況をもとに関係者と協議し、競技会中止、避難等の対応決定する。
- ⑤参加者は本部の決定に従い、安全かつ速やかに行動すること。

<地震発生時のアナウンス（例）>

状況	試合中断・中止のアナウンス	中断後のアナウンス（含む試合再開）
震度2～4 （待機）	ただいま地震が発生しましたので、競技会を一時中断いたします。係員の指示があるまで、そのままお待ちください。	先ほど地震がありました。当球場の施設には異常はありません。ご安心ください。 （必ず施設内を確認すること）
		地震が収まりましたので、試合を再開します。
震度5以上 （避難）	ただいま地震が発生しましたので、競技会を一時中断いたします。係員の指示があるまで、そのままお待ちください。	皆様の安全のため、競技会を中止いたします。ただいまより、避難誘導を行います。係員の指示に従い落ち着いて避難してください。 避難場所は、_____です。
津波警報発令 （待機）	ただいま津波警報（注意報）が発令されましたので、競技会を一時中断いたします。係員の指示があるまで、そのままお待ちください。	津波警報が解除されました。 _____時_____分より試合を再開しますので、今しばらくお待ちください。
津波警報発令 （避難）	ただいま津波警報（注意報）が発令されましたので、競技会を一時中断いたします。係員の指示があるまで、そのままお待ちください。	津波警報（注意報）が発令されました。ただいまより一時避難していただきます。係員の指示に従って避難を開始してください。 避難場所は、_____です。

⑥被害が発生した場合の対応

状況	対応
火災	初期消火にあたりとともに、119 番通報し、消防車の出動を要請する。
施設の破損	現場を確認し、危険がある場合は観客等が立ち入らないよう処置をする。
軽傷負傷者	適宜、応急処置をする
重症負傷・疾病者	応急処置の上、119 番通報し、救急車の出動を要請する。

2. 大雨、暴風雨

- ①本部役員は、テレビ、ラジオ、インターネット等により大雨や暴風雨等の気象情報を収集する。
- ②本部役員は、ホームランフェンス等の固定または撤去を行う。
- ③参加者は、チーム応援席のバナーやテント等の撤去を行う。
- ④事業開催中に大雨暴風警報が発令された場合は、速やかに中断する。
- ⑤本部役員は、事業開催の継続または中止の判断をする。
- ⑥審判員は、試合成立前に中止となった場合は、特別継続試合についてチームへ説明する。
- ⑦参加者は、本部の判断が通告されまで、指定された場所で待機し、本部の決定後は荒天時に無理な行動はせず、安全を確保の上、解散する。

< 競技開催の判断基準（目安） >

※地域によって判断が異なる場合もある

基準時刻	判断基準	実施または中止
午前 6 時 (終日雨の予報)	大雨、暴風警報（風速 20 m/s 以上）が発令されている。	原則として、 <u>競技会を中止</u> 各チーム、関係機関、役員・補助員に通達する。
午前 10 時 (天気回復の予報)	大雨、暴風警報（風速 20 m/s 以上）が発令されている。	原則として、 <u>競技会を中止</u> 10 時以降に解除されたとしても、その日の競技は原則として中止する。 大会運営者（役員・審判員・補助員他）、各チーム、関係機関に伝える。
午前 10 時 (天気回復の予報)	大雨、暴風警報（風速 20 m/s 以上）が解除された。	競技を開催することができる 警報解除後に、大会運営者（役員・審判員・補助員他）、各チームを速やかに集合させる。大会準備が整い次第、競技を開催する。

3. 落雷

- ①本部役員は、避難の必要が生じる場合を想定し、避難場所、避難経路を確保する。
- ②本部役員は、雷をはじめとする急激な気象変化を予見するための情報収集をする。

- ③屋外活動中に雷鳴が聞こえた場合は、速やかに中断し、頑丈な建物か車内へ避難する。(雷鳴が聞こえた時点で 15～20 km 以内に近づいていると推測され近くに落ちる危険性がある)
- ④本部役員は、雷雨が収まった時点で、気象情報、グラウンドコンディション、試合終了予定時刻を勘案し、試合再開の判断を行う。
- ⑤本部役員は、再開・中止の決定事項を大会関係者および参加者へ通告する。
- ⑥参加者は、本部の判断が通告されるまで、指定された場所で待機し、本部の決定後は速やかに指示に応じること。

4. 火災

- ①火災が発生した場合は、大声で周囲の人に注意を呼び掛ける。
- ②非常ベルを押し、施設管理者へ連絡するとともに 119 番通報を行う。
- ③負傷者がいる場合は、救急要請も行う。
- ④参加者自身の安全を最優先に考え、声を掛け合って安全な場所へ避難する。
- ⑤余力がある者は、消防隊員が到着するまでの間、消火器による初期消火にあたる。
- ⑥本部役員は、火災および被害状況を確認の上、速やかに関係機関と協議する。
- ⑦事業中止のアナウンス及び参加者の避難誘導を実施する。(事前に運営側は役割分担を明確にしておく)

5. 熱中症

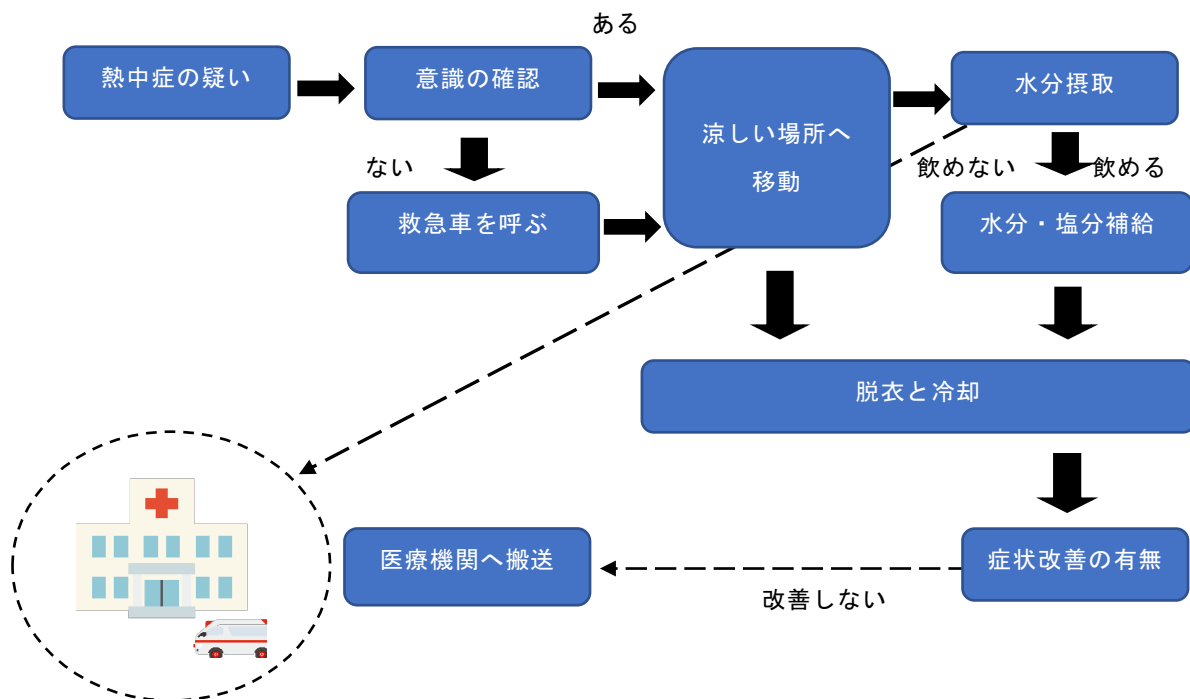
①熱中症への対応

熱中症の種類は、次のとおりである。初動対応が大切である。

種類	症状	初動対応
熱失神	めまい 失神（一過性の意識消失）	冷房の効いた部屋へ移動させ、足を高くして寝かせる
熱痙攣	痛みを伴う痙攣 （足、腕、腹部など）	整理食塩水（0.9%食塩水）など濃い目の食塩水の補給、点滴
熱疲労	脱力感、倦怠感、めまい 頭痛、吐き気	スポーツドリンクなどで水分と塩分を補給。嘔吐で飲めないときは点滴
熱射病 危険！	意識障害（応答が鈍い、言動がおかしいなど）、昏睡状態、多臓器不全	迅速な冷却措置（アイスバス、水をかけながら風を送る、大きな血管があるところを冷やす） 救急搬送！

②熱中症（疑いも含む）に対する判断と応急処置について

<熱中症の判断と応急処置のフロー>



③日本スポーツ協会の「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック 2019」の”運動に関する指針“を参考とし競技運営を行う。

<運動に関する指針>

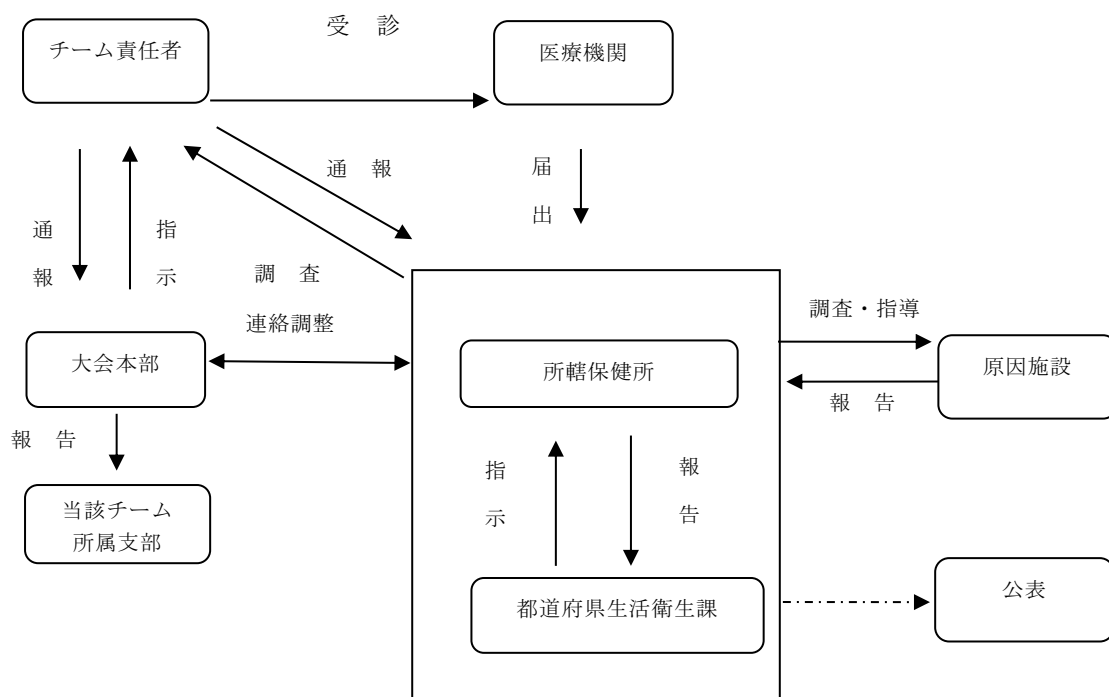
気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は、運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり、水分・塩分を補給する。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激し運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は少ないが、適宜、水分・塩分を補給する。

*暑さに弱い人とは、体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

6. 食中毒

- ①本部は、食中毒が発生した場合の緊急連絡体制を整備しておく。
- ②参加者（チーム責任者）は、食中毒が発生した場合は、速やかに本部へ報告する。
- ③本部は、参加者の状況を確認の上、速やかに医療機関受診の指示をする。
- ④参加者（チーム責任者）は、食中毒と診断された際、所轄保健所への通報を行う。
- ⑤参加者（チーム責任者）は、本部への報告と保護者への状況報告を行う。
- ⑥本部は、所轄保健所との連携調整および当該チーム所属支部への報告を行う。

< 緊急連絡体制 >



7. 感染症（インフルエンザ・はしか等）

- ①参加者は、事業開催中にインフルエンザ、はしか等に感染した場合は、医療機関への受診と、二次感染者の有無を確認して、本部役員へ報告をする。
- ②本部役員は、医療機関等の指示を受け、宿泊施設と連携して集団感染の拡大防止に努める。
- ③本部は、集団感染に十分注意をし、事業開催を判断すること。

④インフルエンザとはしかの主な症状について

感染症の種類	症状	備考
インフルエンザ (A 型・B 型)	飛沫感染による感染で、急激な発熱 (38℃以上) や悪寒、熱と同時に筋肉痛、咳、鼻水などの症状。	※年によって流行の型が異なる。 ※症状の出方に個人差がある。 ※季節的インフルエンザは A 型・B 型のみ (C 型は異なる)
はしか	接触や飛沫感染による感染。発熱、咳、だるさ、皮膚に赤い発疹などの症状。	

8. その他緊急事象 (心臓しんとう・外傷・過呼吸など)

①その他の緊急事象の症状と緊急対応については、本部と参加者が連携を図りながら、対応すること。

<緊急時対応 (危険な事象) >

危険な事象	症状	緊急対応
心臓しんとう	胸にボールが直接当たるなどの衝撃によって不整脈 (心室細動) を誘発し心停止を起こす。	ただちに A E D を準備し、音声ガイドに従って A E D の操作をする。 同時に 119 番通報を行い、救急搬送する。
頭部外傷	死球や衝突などで脳が激しく揺さぶられることによって発生。 うつろ・放心状態・頭痛・めまい・意識障害などが起きる。	当日の復帰は禁止。 念のため病院で検査をする。 最低 2 週間はプレーしない
眼球打撲	ボール等が目に直接あたることによっておきる打撲。 目が開けられるか、見えるか、視野の範囲、視界の変化、異物が入っていないかなどを確認する。	目をアイシングする。 目の打撲は軽度でも自己判断せず、必ず眼科を受診すること。
過呼吸	精神的ストレスによって自律神経系の異常が起こり、酸素を吸い過ぎたことで胸が息苦しく、喉の奥が引きつるような症状が現れる。二酸化炭素の濃度が低下したことで起こるが、実際に酸素は十分あり命に関わることはない。手足のしびれ、痙攣、頭痛などが起きるとパニックに陥ることもある。発作は 10 分～30 分程度で収まるのが一般的で、1 時間位で自然に回復する。	息が吸えない感覚に襲われているだけなので、静かな場所で横に寝かせ、ゆっくり浅く呼吸をさせる。 話しかけることで、会話に返答している間は呼吸をしないで済むことから、呼吸回数が減り二酸化炭素の濃度が上昇し、症状が和らぐことがある。 手足のしびれ、痙攣、失神などの状態が続く場合は、119 番通報を行い、救急搬送する。(ペーパーバック法は推奨しない)

9. 交通事故への対応

競技会期中の移動（往復途上含む）において、万一交通事故等が発生した場合は、大会本部は速やかに情報を収集し、対応に努める。

① 初期対応

- ア) 事故が発生した場合は、速やかに 110 番通報、119 番通報を行うとともに、主催者へ連絡をすること。
- イ) 必要に応じて応急手当と参加者の安全確保を行う。
- ウ) 保護者（責任者）への連絡を行う。
- エ) 事故の当事者を落ち着かせる。

② 二次対応

- ア) 主催者は、事故情報を整理する。参加者も情報提供に協力すること。
- イ) 警察、医療機関との連携を図り、怪我の容態の把握と今後の対応を大会本部で検討する。

③ 事故状況の調査・報告

- ア) 当該チームの所属支部は、チーム責任者に事故状況をまとめた事故報告書を作成させ、全軟連へ提出する。
- イ) 事故報告書をもとに、今後の安全管理対策に生かす。

【参考】災害時の情報収集と連絡手段

【国土交通省】防災情報提供センター[ホームページ] <http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

災害時の連絡手段（伝言ダイヤルの活用）

大地震が発生すると固定電話も携帯電話も通信規制が行われ、停電時は固定電話の使用ができなくなる。携帯電話のメールは概ね使用できるが、送信が大幅に遅れる恐れがある。

◆主な連絡手段◆

- **NTT 東日本の「災害用伝言ダイヤル 171」**
 - ※伝言の録音 **171+1**+自分の家の電話番号など（被災地の固定電話からのみ録音可能）
 - ※伝言の再生 **171+2**+自分の家の電話番号など
- 携帯電話各社の「災害用伝言板」や「災害用音声お届けサービス」
- 公衆電話、避難所に設置される災害時特設電話

10. スポーツ安全保険への加入について

①スポーツ安全保険への加入

- ア) 大会運営者は、万一に備えて施設賠償保険等の保険へ加入すること。
- イ) 大会参加者は、必ずスポーツ安全保険へ加入すること。

②スポーツ安全保険とは

4名以上のアマチュアのスポーツ団体（グループ）が加盟でき、「団体での活動中」や「団体活動への往復中」の事故に対し、傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険の3つの補償がある。スポーツ安全保険は、だれもが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に参加できるようにするため、（公財）スポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険（株）を幹事会社とする損害保険会社8社との間で保険契約を締結しており、小さな掛け金で大きな補償が得られる仕組みとなっている。

公益財団法人スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11 西新橋光和ビル 8階

電話：03-5510-0022（代表）

③スポーツ安全協会保険のあらまし

次ページの スポーツ安全保険のしおり を参照のこと

詳細については、スポーツ安全協会ホームページを参照

<https://www.sportsanzen.org/hoken/hoken1.html>

スポーツ安全保険のしおり

2019年度
(平成31年度)

スポーツ安全保険のしおり

4名以上の団体・グループ
でご加入ください

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に参加できるようにするため、（公財）スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた、小さな掛金で大きな補償が得られる公益目的事業です。
加入手続きを行った4名以上のアマチュアの団体・グループの構成員を被保険者（補償の対象となる方）とし、（公財）スポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、損害保険会社8社（裏面参照）との間に以下の保険を一括契約しています。

傷害保険 急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用補償 突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

（注）ご加入いただけない団体の例
 ※家族だけで活動する団体 ※プロスポーツを行う団体 ※営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。）

加入対象 ➡ **スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入になれます。**

対象となる事故の範囲 日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

団体での活動中	団体活動への往復中
加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故 ※AW区分に限り、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒および突然死を除きます。	加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故 ※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外
 学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所（以下「学校」）が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

2 補償期間（一般団体の加入区分）

加入手続き日が2019年3月31日以前の場合
2019年4月1日午前0時から

加入手続き日が2019年4月1日以降の場合
加入手続き日の翌日午前0時から

※インターネット加入による中途加入手続きで、翌月一括手続方式の要件を満たす場合、団体への入会日の翌日午前0時から有効です。

短期スポーツ教室の加入区分でご加入の場合は、教室の開始日、掛金の支払完了日の翌日または2019年4月1日のうち最も遅い日の午前0時から有効となり、長期は教室の終了日または2020年3月31日のいずれか早い日の午後12時までとなります。

（注）加入手続き日は
 加入依頼書でのお手続きで、指定銀行窓口でお手続きいただいた場合には振込日を、郵便局（ゆうちょ銀行）で振込むなど加入依頼書を支部宛に郵送する必要がある場合は、振込日と加入依頼書送付の消印日のいずれか遅い日をいいます。インターネット加入の場合は掛金の支払日をいいます。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。
 ※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

一般団体の加入区分（団体活動を行う4名以上の方でのご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。）

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (等級)	入院日額 (180日限度)			
						入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の 生徒を含む。))	▶スポーツ活動 ▶文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
		AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円		
	▶上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中およびその往復中の賠償額 下段：上記以外（個人活動など）の賠償額				熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合、保険金額はA1区分と同額		対人・対物賠償合算 1事故5億5,000万円 ただし、対人賠償は 1人1億5,000万円	対象外	
大人 (高校生以上)	▶スポーツ活動 (指導・審判を含む。) ※A2区分で対象となる活動も補償	64歳以下 C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
		65歳以上 B	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	▶文化・ボランティア・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体員の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
全年齢	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む。) アメリカンフットボール、山岳登山など	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

注1 「2019年4月1日」と「掛金の支払手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。

短期スポーツ教室の加入区分 ◆WEB限定

（教室ごとに4名以上でご加入ください。）

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	死亡	後遺障害 (等級)	入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)	賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
全年齢	▶開催期間3か月以内のスポーツ教室 (文化活動の教室で開催期間中にスポーツ活動を行う教室を含む。)*での活動 ※危険度の高いスポーツ活動を除く。	短期スポーツ教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円

※インターネットをご利用にならない場合は、一般団体の加入区分でご加入ください。

年間掛金には、制度運営費（10円）が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。
 また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

4 保険金が支払われない主な場合

傷害保険	賠償責任保険
(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除く。） ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) うちうち、症、部などで、医学的見解の異なるもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。） (4) ご加入の加入区分で賠償ができない活動を実施している間に生じた傷害 (5) AWW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒 (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死特葬費用保険の対象となります。） ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節炎、腱鞘炎、オスグット病、椎間板ヘルニア、脱臼、その他急激・偶然・外傷の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性股関節症、変形性腰痛など）など (7) 日本国外での事故および賠償期間外に発生した事故 など	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）・航空機（グライダー、飛行船およびモーター・ランググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）・船舶（人力または風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用または管理 ④ 狩猟 ⑤ 地震、噴火、津波などの天災、戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損害についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を借りた場合は支払われます。） (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動中に起因する損害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に起因する損害には支払われます。） (7) ご加入の加入区分で賠償ができない活動中に起因する損害 (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行中に起因する損害（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。） (9) 被保険者が公務員（ただし、スポーツ指導員、競技活動指導員など、非営利で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外で行う活動中に発生した事故（AWW区分については一部対象となります。） (11) 賠償期間外に発生した事故 など
突然死特葬費用保険	
(1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の脳疾患、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。） (3) AWW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死 (4) 日本国外での事故および賠償期間外に発生した突然死 (5) 傷害保険の死亡保険金として支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など	

5 事故のときは

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

傷害保険 ケガをされたとき	賠償責任保険 法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき	突然死特葬費用保険 突然死(急性心不全、脳内出血など)されたとき
速やかに事故通知ハガキ（普通ハガキでも可）で下記東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。 インターネット加入の場合は、インターネットからも事故通知ができます。 ①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③賠償責任の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④会員登録番号または加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨医療機関名、入院の有無、通院の有無 (注1) 事故通知後、被保険者（負傷者）へ保険金請求に必要な書類一式を直接お送りします。 (注2) 入通院保険金請求額が10万円以下の場合は、東京海上日動からの求めがない限り、原則医師の診断書のご提出は不要です。	速やかに電話で下記東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。 ①団体名 ②団体代表者の氏名、電話番号 ③加害者および負傷者（物の場合は所有者など）の住所、氏名、年齢、電話番号 ④会員登録番号または加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物の損壊の程度など (注1) 物の損壊については、事故の状況が把握できるよう現場写真や修理見積書をとっておくください。 (注2) 示談交渉は被保険者（加害者）に行ってください。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。	速やかに事故通知ハガキ（普通ハガキでも可）で下記東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。 インターネット加入の場合は、インターネットからも事故通知ができます。 ①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③被害者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④会員登録番号または加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時、原因（病名）

※保険金請求の際は、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の署名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に保護者の署名・捺印が必要です。

●事故時のご連絡先（東京海上日動） ※加入手続きのお問い合わせはスポーツ安全協会各支部までお願いします。

都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)	都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー TEL 0120-789-027 011-271-7432/FAX011-271-1328 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	岐阜 三重 愛知	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー TEL 0120-789-057 052-201-9654/FAX052-201-9649 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
青森 秋田 山形 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー TEL 0120-789-037 022-225-6326/FAX022-225-7157 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	富山 大分 石川 兵庫 福井 奈良 和歌山 和歌山	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー TEL 0120-789-067 06-6203-0677/FAX06-6203-0646 〒541-8555 大阪市中央区葛城橋3-5-12
茨城 東京 栃木 新潟 山梨 長野 埼玉	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー TEL 0120-789-047 03-6632-0479/FAX03-6402-3561 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	鳥取 徳島 島根 香川 岡山 愛媛 広島 高知	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー TEL 0120-789-085 082-511-9483/FAX082-511-9273 〒730-8730 広島市中区八丁3-33
静岡	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー TEL 0120-789-059 054-254-4235/FAX054-254-4237 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1	福岡 大分 佐賀 福岡 長門 熊本 熊本 熊本	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー TEL 0120-789-085 092-281-8375/FAX092-281-8199 〒812-8705 福岡市博多区福岡町3-3

スポーツ安全協会
〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11
Tel. 03-5510-0022

ホームページアドレス <https://www.sportsanzen.org>

＜引受幹事保険会社＞
東京海上日動火災保険株式会社 担当課：公費第2課文書公費室
〒102-8014
東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階
Tel. 03-3515-4346 (平日9:00~17:00)

＜共同引受保険会社(2019年4月予定)＞
あいおい火災 共栄火災 新日本火災 大同火災
東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG 損保

2018年12月作成 18-107704

第 3 章 受動喫煙防止対策について

望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法が平成 30 年（2018 年）7 月に成立した。この改正法により、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日より、屋内禁煙が全面施行されることとなった。大会運営者は、競技会場内の望まない受動喫煙防止を徹底し、喫煙者のマナー向上への啓蒙活動と、特に子どもたちの受動喫煙被害を避けるための環境整備を行っていくとともに、事業参加者も、受動喫煙防止への理解をしていくことが必要である。

1. 健康増進法改正の趣旨

- 基本的な考え方 第 1・・・「望まない受動喫煙」をなくす
- 基本的な考え方 第 2・・・受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に配慮
- 基本的な考え方 第 3・・・施設の類型・場所ごとに対策を実施

2. 受動喫煙防止対策の目的

日本では、受動喫煙による年間死亡者数が推定約 15,000 人とされており、受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等、様々な疾患と関連することが明らかとなっている。自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、多数の者が利用する施設等の利用者に対し、一定の場所以外での喫煙を禁止する法改正がなされ、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日より屋内禁煙が全面施行されることとなった。

【受動喫煙の影響で受ける健康被害】

がんの健康被害

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| ○肺がん | レベル 1（科学的根拠は因果関係を推定するのに十分である） |
| ○鼻腔・副鼻腔がん | レベル 2（科学的根拠は因果関係を示唆しているが十分ではない） |
| ○乳がん | レベル 2（科学的根拠は因果関係を示唆しているが十分ではない） |

がん以外の健康影響

- | | |
|-------|----------------------|
| <大人> | 脳卒中、臭気・鼻への刺激感、虚血性心疾患 |
| <妊婦> | 乳幼児突然死症候群 |
| <子ども> | 喘息 |

3. 対象施設と基本ルール

①「受動喫煙対策の対象施設」とは

2 人以上の人が同時に、または入れ替わり利用する施設をいう。

【例】学校、病院、行政機関の庁舎、事務所、集会所、体育館、展示場など

②基本ルール

ア) 設置された喫煙場所以外の屋内の場所はすべて禁煙エリア。

- イ) 禁煙エリア内は iQOS・PloomTECH・glo 等の加熱式たばこの使用も禁止。
- ウ) 違反が発覚された場合は、指導等の実施の上、それにも従わない悪質なケースの場合、勧告・命令などを経て罰則が適用される。
- エ) 屋外や路上でも、望まない受動喫煙を生じさせないように喫煙場所の設置への配慮が必要。

【配慮の具体例】

- 喫煙者は、周囲に人がいない場所で喫煙すること。
- 特に、子ども、妊婦、病人等がいる場所では喫煙をしないこと。
- 主催者は、喫煙場所を設置する際、施設の出入口付近や利用者が多く集まる場所には設置しないこと。
- 主催者は、喫煙場所を設置する際、たばこの煙の排出先について周辺の通行量や状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とすること。

4. 大会等の開催においてスポーツ団体として対応すべきこと

①喫煙場所について事前確認

- ア) 喫煙してはいけない場所に喫煙をするための器具・設備が設置されていないか。
- イ) 望まない受動喫煙を生じさせないように喫煙場所の設置が配慮されているか。
- ウ) 建物の裏など、喫煙のために立ち入る以外には通常利用しない場所に設置されているか。
- エ) 屋外の喫煙場所の場合、わかりやすい場所に喫煙可能な標識が掲出されているか。



※敷地内に禁煙の表示、喫煙できる場所の標識があるか確認する

②大会期間中の注意喚起

- ア) 少年・学童大会等、未成年者が参加する大会では喫煙を控えること。
- イ) 衣服についたタバコの臭いにも有害物質が存在し、「残留受動喫煙」の被害をもたらすことを理解すること。
- イ) 子ども、妊婦、乳児などの試合来場者が受動喫煙をしないよう注意する。
- ウ) 喫煙場所以外で喫煙者を発見した際は、喫煙者へ注意をする。
- エ) 大会中の啓蒙活動として、受動喫煙防止への協力についてアナウンスを流す。
- オ) 監督会議等で、役職員・審判員・大会参加者に向けて受動喫煙防止について周知する。